別紙:児童相談所整備方針 (概要)

#### 1 立地

- ・公共交通機関からのアクセスや十分な駐車場スペースの確保
- ・行政機関等と密接な連携が可能な場所
- ・落ち着いた環境

# 2 施設計画

- (1) 規模
  - ・施設を拡充
- (2) 施設計画
  - 気軽に相談に来られるような、分かりやすくて温かく明るい施設
  - ・相談者のプライバシーが守られる施設
  - 子どもの自立や家庭を支援する多様な機能を有する施設
  - ・市町村や里親養育を支援する機能を有する施設
  - 児童が癒され、人権が守られる家庭的な雰囲気を有する施設
  - 一時保護児童に快適な生活、学習環境を提供
  - ・環境への負荷及びライフサイクルコストの低減に配慮
- (3)配置計画
  - ・一時保護所の居室は男女で分離、子どもの安全やプライバシーに配慮

#### 3 備えるべき施設機能(主なもの)

### (1) 相談機能

全体	・バリアフリーに配慮し、エレベーターを設置すること ・授乳室を設けること ・セキュリティに十分配慮すること
相談室	・相談室を増やすこと ・障害者、乳児等、誰もが利用しやすい相談室とすること ・協同面接にも使用できる録画設備を整備すること
心理判定室	・心理判定室を増やすこと
事務室	・法改正等に伴う人員体制の強化に対応するとともに、支援の質の向上に資する快適な執務環境を整備すること
会議室	・市町村支援機能やDV対応との連携など、関係機関との更なる連携強化のため、合同カンファレンスや研修等にも活用できるよう拡充すること ・他機関との連携に対応するため、テレビ会議システムの導入を検討すること

## (2) 一時保護機能

全体	・ゆとりのある心地よい生活・学習環境を確保すること ・入所児童の様子を確認するため、できるだけ死角を作らないように 配慮すること
児童居室	・個別性に配慮できるよう、男女別に確保し、個室を設置するとともに、多様なニーズに対応できるよう複数人用居室、幼児用居室も設置すること
静養室(新設)	・自傷行為のおそれや感染症に罹患等の特別な配慮が必要な子ども 等、子どもの状況に柔軟に対応できるよう、静養室を別途設けること
食堂	・食事専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること
学習室	・学習専用の場所を確保し、生活にメリハリをつけること
プレイルーム	・日中の共同生活の中心的な場所を設けること
浴室、洗面室等	・男女別に整備すること
宿直室	・夜間等の宿日直体制を強化できるよう、対応すること
運動場	・入所児童が体を動かすことができるスペースを設けること